2024 年版 JHS 資格認定実施要項

NPO ジャパン ハーブ ソサエティー の

資格を取るために

スクールを開設・運営するために

ハーブ指導者およびインストラクター養成校認定規則

2024年1月1日改訂

目 次

◆主な変更点について	2
◆JHS の資格取得にあたって	3
◆JHS インストラクター養成校(スクール)を開設するには	4
◆カリキュラム【初級コース】	5
◆カリキュラム【中級コース】	6
◆カリキュラム【上級コース】	7
◆ハーブ指導者/インストラクター 養成校認定規則	8
◆JHS 資格認定に関わる申請書類等の書式	14

特定非営利活動法人

ジャパン ハーブ ソサエティー

JHS 資格認定制度 実施要項の主な変更点などについて

I. 2023 年に新たに認定された有資格者と養成校の数 [()内は現在の総数: 2023.12.1 現在]

○有資格者: 計 150 名(1110)

初級 98(331)、中級 37(438)、上級 15(306)、スペシャリスト 0(12)、アドバイザー 0(23)

○インストラクター養成校:計5校(57校)

初級校 1(18)、 中級校 2(26)、 上級校 2(13)

II. 2024年の変更点

- 1. ・インストラクター養成校の更新について、毎年更新となり、更新料は口座引き落しといたします。
 - ・カリキュラムの提出は3年に1回となり、2026年、2029年と続きます。
 - ・認定証は、養成校申請後決定された年のみに送付いたします。 (閉校した場合は認定証を JHS に返却してください。)
- 2. インストラクター上級2次試験(プレゼンテーション)は、2024年は日程を変更する可能性があります。
- 3. インストラクター養成校の新規申請、及びより上の級への変更申請に関して、申請書受付は、年2回、1月15日・6月15日を提出期限とします。

III. 2024 年度 試験の出題範囲

2024 年度に行われる資格認定のための 2 次審査(試験)問題は、『ハーブの教科書』、『ハーブのすべてがわかる事典』から主に出題されます。

JHS では皆様からのご意見をもとにしてよりよい制度となるよう、検討を進めております。皆様のさらなるご理解、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 ジャパンハーブソサエティー

理事長 村治笙子

資格認定委員会担当理事 宍戸多恵子

委員長 丹羽憲子

スクールサポート委員会担当理事 高松雅子

委員長 森田悠子

JHSの資格取得にあたって (下段はタイムスケジュール) 2024年度改訂

	JHSハーブインストラクター初級	JHSハーブ インストラクター中級	JHSハーブ インストラクター上級	JHSアドバイザー	JHSハーブ スペシャリスト
権利	JHS養成校以外の一般の人向けに 講師ができる	JHS初級校の講師がで きる	JHS初級、中級、上級校 の講師ができる	取得分野のアドバイ スができる	JHS初級、中級、上級校 で専門部の講師ができ る
受験資格	1. JHS養成校初級コース修了者 2. JHS初級ハーブインストラクター養成通信講座修了者 3. JHS以外の法人が運営するハーブ教育(ただしJHS初級と同等以上)システムを修了した者	JHS初級資格保有者 で、JHS養成校中級コー ス修了者	JHS中級資格保有者で、 JHS養成校上級コースを 修了した者(注3) (インターン経験2回)	JHSがアドバイザー 認定のために実施 する特別講座を修了 した者	1.通算会員歴1年以上 で、ハーブに関する実 務経験3年以上の者
受験申し込み方法	JHS養成校に申し込み。ただしJHS 初級ハーブインストラクター養成通 信講座修了試験合格者およびJHS 以外のハーブ教育システム修了者 は資格認定制度委員会に申し込 み	JHS養成校に申し込み	JHS養成校に申し込み	アドバイザー認定のた めの特別講座に申し 込み	資格委員会に申し込み
受験料(注1,2)		5,000円	•	_	5,000円
1次審査		書類審査		_	書類審査
2次審査	筆記試験		筆記試験・ プレゼンテーション	_	レポート提出・ プレゼンテーション
認定料(注2)	10,000円	20,000円	50,000円	_	1部門のみの場合は 20,000円。 2部門以 上の場合、1部門増える ごとに10,000円
更新	終身資格(I ただしJHS会員であること)	終身資格(ただし	JHS会員であること)
	初級	中級	上級	アドバイザー	ハーブスペシャリスト
実施要項· 申請書類配布		1月		随時	1月
1次審査(注3)		4月上旬		-	4月上旬
申請受付締切		4月上旬		随時	4月上旬
JHS入会申し込み (注4)	合格と同時				
2次審査(試験)用紙 送付		4月下旬		_	4月下旬
2次解答締切	5月末 6月中旬		-	6月中旬	
初級・中級2次審査	6月 -		-	_	-
上級・スペシャリスト 2 次審査(プレゼンテー ション)			9月下旬	_	9月下旬
理事会合否判定およ び合否通知		9月下旬		-	9月下旬
認定料振込み締切りおよび認定証送付		10月		-	10月

⁽注1) JHS以外の法人が運営するハーブ教育システム(ただしJHS初級と同等以上)の修了者で、JHSハーブインストラクター養成校に所属していない初級 受験者の受験料は10,000円とします。

- (注3) 1次審査について申請要件を満たしているか、インストラクター養成校でチェックを行ってから資格委員会へ提出をしてください。
- (注4) 表中、JHS養成校というのは、JHSハーブインストラクター養成校の略です。

⁽注2) 納入済みの受験料や認定料については原則として返還しません。

JHSハーブインストラクター養成校(スクール)を開設するには

(下段はタイムスケジュール) 2024年改訂

		JHSハーブインストラクター 初級養成校	JHSハーブインストラクター 中級養成校	JHSハーブインストラクター 上級養成校			
пп ≃п.	初級	0	0	0			
開設コース	中級		0	0			
	上級			0			
スクーバ	レ開設者の条 件	1. JHS通算会員歴1年以上の個人または 法人 2. 初級の授業ができる設備を有する	1. JHS通算会員歴2年以上で、かつ、初級スクール運営歴1年以上の運営歴のある個人または法人2. 中級の授業ができる設備を有する	1. JHS通算会員歴3年以上で、かつ、初級 スクール2年、中級スクール1年以上の運営 歴のある個人または法人 2. 上級の授業ができる設備を有する			
講	師の条件	1. JHSハーブインストラクター中級以上の 有資格者 2. JHSハーブスペシャリスト 3. JHSハーブマスター	1. JHSハーブインストラクター上級の有資格者 2. JHSハーブスペシャリスト 3. JHSハーブマスター	1. JHSハーブインストラクター上級の有資格者(2名以上いなければならない) 2. JHSハーブスペシャリスト 3. JHSハーブマスター			
定	員(注1)	1クラス30人以下					
	ラムと単位数 引数)(注2)		カリキュラムページ参照				
申請	手数料(注3)	10,000円 (初級・中級にお	けるカルチャー分校2,000円)	10,000円			
	認定料 注3,4)	20,000円 (カルチャー分校4,000円)	50,000円 (カルチャー分校10,000円)	個人:80,000円 法人:130,000円			
	更新	3年に1回					
更新	折料(注3)	毎年 6,000円 (ただし、初級・中級におけるカルチャー分校1,200円、上級における法人10,000円)					
	申請書類配 申請書受付	要項・申請書類配布	は1月。 申請書受付は年2回、1月15日・6	月15日までに提出する			
Ī	認定証		日までに申込の場合・・・送付3月末日、認定 日までに申込の場合・・・送付8月末日、認定				

- (注1) 実習講座で15名を超える場合は助手を1名以上付けなければなりません。なお、文部科学省認可の学校法人が運営するスクールについては、1クラスの定員は特に規定しません。
- (注2) 季節を分散させたうえで、講座を年3回以上にまとめて、必要カリキュラムをすべて行う集中講座を開設することができます。 1単位は2時間以上とします。
- (注3) 申請手数料と認定料、更新料の欄に記載されている「カルチャー分校」とは「拠点校以外のカルチャー教室」を示し、正規料金の5分の1になっています。
- (注4) 納入済みの申請手数料と認定料、更新料は原則として返還いたしません。
 - ※ 審査の進行状況や理事会の開催日程によって、スケジュールが1カ月程度遅れることがあります。
 - ※ 生徒募集を一時休止するなどで会報誌やホームページへの掲載を望まなくなった場合にはスクールサポート委員会にご連絡ください。

必須単位: 14単位(28時間)

選択単位: 4単位(8時間)以上(単位数と内容に関してはスクールが独自に設定)

合計: 18単位(36時間)以上を行うこと(注2)

必須カリキュラム表

テーマ	分 類	内 容 (注3)	実習 (注3)	単位数 (注4)
ハーブの歴史	基本的なことがら	四大文明について 歴史の上でのハーブの変遷について 重要人物と書物について	美容・健康と ハーブ、食と ハーブ、ハー ブクラフトの	2
ハーブの種類	主なハーブ	ハーブの種類について 有毒植物について	内容から選 択して実施	2
ハーブの育て方	有機栽培、育て方・ 殖やし方	土づくりと病害虫管理について 種まき、挿し木について	種まき 挿し木	2
美容・ 健康とハーブ	アロマセラピー・ 活用法	歴史について 基礎知識(精油、基材、嗅覚、安全性、関連法規)について 方法(アロマクラフト、芳香浴、吸入、アロマバス、チンキ)について 各種精油について パッチテストについて アロマクラフト(エアフレッシュナー、ミツロウクリーム、バスソルト、 ハーブ石鹸)について	左の内容から 選択して実施 (必修)	
	ハーブティー	おいしいいれ方について 各種ハーブティーについて	左の内容から 選択して実施 (必修)	1
食とハーブ	料理	クッキングハーブの基本的な使い方について ハーブバター、バーブチーズ、ハーブビネガー、ハーブオイル、 ハーブソルト、ブーケガルニ、エルブドプロバンス、フィーヌゼル ブ、ジェノベーゼについて	左の内容から 選択して実施 (必修)	
ハーブクラフト	クラフト・染色	ハーブクラフトの歴史について ポプリ(ドライ)、ラベンダーバンドルズ、タッジーマッジー、フルー ツポマンダーについて 染色の基礎について 煮染め(同浴染め/ミョウバン)もしくは藍の生葉染めについて (※藍の生葉染めは初級もしくは中級のどちらかで実施)	左の内容から 選択して実施 (必修)	

- (注1) 『ハーブの教科書ガイド』を参照しながら、授業は『ハーブの教科書』『ハーブのすべてがわかる事典』に基づいてすすめること。
- (注2) 選択単位のテーマは養成校で独自に設定できるが、カリキュラム全体のバランスを考え、特定のテーマに片寄らないようにすること。 季節を分散させたうえで、講座を年3回以上にまとめて、必要カリキュラムをすべて行う集中講座を開設することができる。
- (注3) できるだけ実習中心に授業を組み立て、実習と記載されていない内容についてもなるべく実習を伴うことが望ましい。
- (注4) 1単位は2時間以上とする。
- (注5) 本カリキュラムは2024年4月以降の講座に適用する。

JHSカリキュラム【中級コース】

必須単位: 14単位(28時間)

選択単位: 4単位(8時間)以上(単位数と内容に関してはスクールが独自に設定)

合計18単位(36時間)以上を行うこと(注2)

必須カリキュラム表

テーマ	分 類	内 容(注2)	実習 (注3)	単位数 (注4)
ハーブの歴史	歴史年表	世界史・日本史におけるハーブについて	美容・健康と	1
ハーブの植物学	化学·分類·形態	ハーブの香り成分について ハーブの分類と学名の基本について ハーブの組織・形態の基本について	実符・健康と ハーブ、食と ハーブ、ハー ブクラフトの内 容から選択し て実施	2
ハーブの種類	主なハーブ	ハーブの種類について	く大旭	1
ハーブの育て方	ガーデニング	プランターや花壇でのハーブデザインについて	栽培実習 (必修)	2
美容・ 健康とハーブ	アロマセラピーと コスメティックス	基礎知識(皮膚、刺激・毒性)について コスメティックスについて 各種精油について 精油のブレンド方法について アロマクラフト(クレイ、化粧水、自然香水など)について	左の内容から 選択して実施 (必修)	2
	ハーブティー	症状別ハーブティーの基本について 各種ハーブティーについて	左の内容から 選択して実施 (必修)	1
食とハーブ	料理	スパイスの基本的な使い方について 世界の主なスパイスブレンドについて ハーブ&スパイスの役割と効果について 肉料理・魚料理に適したハーブ&スパイスの使い方に ついて	左の内容から 選択して実施 (必修)	2
ハーブクラフト	クラフト・染色	ポプリクラフト(サシェ、シューズキーパー、ピローなど)、モイストポプリ、リース、スパイスクラフト、和の香りなどについて 染めの歴史について 煮染め(媒染法と媒染剤)もしくは藍の生葉染めについて (※藍の生葉染めについては初級もしくは中級のどちらかで実施)	左の内容から 選択して実施 (必修)	3

- (注1) 『ハーブの教科書ガイド』を参照しながら、授業は『ハーブの教科書』 『ハーブのすべてがわかる事典』 に基づいてすすめること。
- (注2) 選択単位のテーマは養成校で独自に設定できるが、カリキュラム全体のバランスを考え、特定のテーマに片寄らないようにすること。 季節を分散させたうえで、講座を年3回以上にまとめて、必要カリキュラムをすべて行う集中講座を開設することができる。
- (注3) できるだけ実習中心に授業を組み立て、実習と記載されていない内容についてもなるべく実習を伴うことが望ましい。
- (注4) 1単位は2時間以上とする。
- (注5) 本カリキュラムは2024年4月以降の講座に適用する。

JHSカリキュラム【上級コース】 2024年版

必須単位: 11単位(22時間)

選択単位: 4単位(8時間)以上(単位数と内容に関してはスクールが独自に設定)

インターン: 2回以上(注2)

合計: 15単位(30時間)以上(注3) + インターン

必須カリキュラム表

テーマ	分類	内 容(注4)	単位数 (注5)
ハーブの歴史	歴史年表	世界史・日本史におけるハーブについて	1
ハーブの植物学	化学·分類·形態	ハーブの成分について ハーブの分類と学名について	1
ハーブの種類	主なハーブ	ハーブの種類について	1
ハーブの育て方	ガーデニング	ハーブガーデンデザインについて 園芸療法と園芸福祉について 市民農園・建物緑化とハーブについて	2
美容・	世界の自然療法	ハーブ療法、アーユルヴェーダ、中国医学、漢方などの自然療法について	1
健康とハーブ	ハーブティー	症状別ハーブティーレシピについて	1
食とハーブ	料理	世界各地のハーブ&スパイス料理について 薬膳について	2
ハーブクラフト	クラフト・染色	オリジナルクラフトについて 特殊な染色(紅花、紫根染め(アルコール抽出)、藍の乾燥葉染め、花びら染めなど)について	2

- (注1) 授業をすすめるにあたって『ハーブの教科書ガイド』を参照しながら『ハーブの教科書』 『ハーブのすべてがわかる事典』 に基づいてすすめること。
- (注2) インターンを2回以上行うこと。インターンについては、インストラクター養成校で行うもののほか、講師料などの対価を得て行う講師活動、自己の主宰するハーブ教室での講師活動、JHSが特に認めた講師活動を含む。
- (注3) 選択単位のテーマは養成校で独自に設定できる。ただし、上級クラスであることを認識し、レベルは中級クラスを超えるものでなければならない。 季節を分散させたうえで、講座を3回以上にまとめて、必要カリキュラムをすべて行う集中講座を開設することができる。
- (注4) できるだけ実習中心に授業を組み立て、実習と記載されていない内容についてもなるべく実習を伴うことが 望ましい。
- (注5) 1単位は2時間以上とする。
- (注6) 本カリキュラムは2024年4月以降の講座に適用する。

ハーブ指導者およびインストラクター養成校認定規則

第1章 目的

[目的]

- 第1条 この規則は、特定非営利活動法人ジャパンハーブソサエティー(以下 JHS と称す)が長年にわたり提唱し実践している、ハーブの指導および普及活動を補完し、より幅広く JHS の理念を実現するため、ハーブ指導者の資格およびインストラクター養成校の認定制度について規定する。
- 第2条 この規則は、インストラクター養成校および有資格者間でハーブに関する情報を交換し、知識、技能を高め研 鑚すると共に、教育、福祉などにおいて体系的な貢献ができる人材を、社会に送り出すことを目的とする。

第2章 JHS 資格認定制度

[認定資格の種類]

- 第3条 JHS が認定するハーブインストラクターの資格は次の3種類とする。
 - ① ハーブインストラクター初級

以下のi)、ii)、iii) のいずれかに該当する者で、資格認定委員会の審査に合格し、理事会で承認された者。

- i) JHS 会員で、JHS が認定したインストラクター養成校のハーブインストラクター初級コースを修了もしくは修了見込み。
- ii) JHS 初級ハーブインストラクター養成通信講座修了者。
- iii) JHS 以外の法人が運営するハーブ教育システムで JHS のハーブインストラクター初級コースと同等以上のカリキュラムによる教育を修了したと資格認定委員会が認定。
- ② ハーブインストラクター中級

JHS 会員で、JHS が認定したインストラクター養成校のハーブインストラクター中級コースの修了もしくは修了見込み者で、資格認定委員会の審査に合格し、理事会で承認された者。

③ ハーブインストラクター上級

JHS 会員で、JHS が認定したインストラクター養成校のハーブインストラクター上級コースの修了者で、かつ講師としてのインターンを 2 回以上終了し、資格認定委員会の審査に合格し、理事会で承認された者。

- (注1) インターンについては [JHS のカリキュラム上級コース] の脚注を参照のこと。
- (注 2) JHS ハーブインストラクターの資格(初級、中級、上級)を保有するためには、JHS の会員であることが義務づけられる。
- 第4条 JHS は第3条の資格のほかに、特別資格として、次の2種類の資格を設ける。
 - ① アドバイザー

JHS がアドバイザー認定のために実施する、ハーブの特定分野における特別講座 (6 単位 12 時間以上の受講)を修了し、資格認定委員会で認証されたもの。アドバイザーは、JHS の会員であることが義務づけられる。

② ハーブスペシャリスト

JHS の通算会員歴が 1 年以上で、広い分野にわたるインストラクター以外のハーブに関連した職業に 3 年以上従事し、ハーブの特定分野(育苗および栽培、料理およびティー、クラフトおよび染色)における 実践的な知識または技能を有すると、資格認定委員会が認めた者。ハーブスペシャリストは、複数の部門 について同時に申請することができる。ハーブスペシャリストは、引続き JHS の会員であることが義務 づけられる。

- (注 1) ハーブに関連した医薬品、サプリメント、医療行為などについては、法律関係が複雑で、JHS の 認定になじまないので除外する。
- (注 2) ハーブインストラクターおよびハーブスペシャリストの資格は個人を対象としたものである。法人会員に属する個人が2名の法人枠で申請を行う場合の会員歴および経験年数は、当該個人の業務歴と読み替え、法人の代表者がこれを証明する書類を添付すること。法人枠でJHSのハーブインストラクターおよびハーブスペシャリストの資格を取得した者が、退職などの理由で法人枠を失った場合には、個人会員に切り替えることにより、引き続いてその資格を保有することができる。

第5条 称号 ハーブマスター

JHS はハーブの特定分野(育苗、栽培、料理、ティー、クラフト、染色など)において、大学で教えられるレベルの優れた知識と技術を持ち、ハーブの普及に多大な貢献があったと JHS が認めた者に、理事会の推薦によりこの称号を贈る。ハーブマスターは、JHS の会員になることは義務づけられない。

「資格取得審查」

- 第6条 資格認定のための審査は次のとおり実施する。
 - ① ハーブインストラクター初級 ; 毎年1回 (1次審査および2次審査)
 - ② ハーブインストラクター中級 : 毎年1回 (1次審査および2次審査)
 - ③ ハーブインストラクター上級 ; 毎年1回(1次審査および2次審査)
 - ④ アドバイザー ; 不定期 (プロに学ぶ講座を受講)
 - (5) ハーブスペシャリスト : 毎年1回 (1 次審査および2 次審査)

「受験申込み】

第7条 受験申込みは下記にて行う。

① 受験申込みは所定の申請書に必要事項を記入の上、申請手数料を添え、所定の期日までに、インストラクター養成校に提出する。インスラクター養成校は取りまとめて資格認定委員会に提出する。ただし JHS 初級ハーブインストラクター養成通信講座修了試験の修了者は、所定の期日までに、直接、資格認定委員会に申請する。また、JHS 以外の法人によるハーブ教育の修了者は、習得したカリキュラムおよび修了を証明する書類のコピーを添付し、所定の期日までに、直接、資格認定委員会に申請する。

なお、申請受付期間までに全カリュキュラムを修了していない初級・中級受講生については、3月末時点で、全カリキュラムの18単位中14単位を修了していれば「修了見込み」で申請できる。ただし9月末までに全カリキュラムを終了し、養成校が修了届を提出すること。

上級ハーブインストラクターについては修了見込みでの申請は認めない。

- ② ハーブインストラクターの資格認定申請は、初回申請時には初級を申請すること。また中級申請者は初級資格取得者、上級申請者は中級資格取得者に限定する。
- ③ ハーブスペシャリストの申請は、資格認定委員会へ提出する。
 - (注) 申請手数料は別紙 (P.3) に記載する。

「1次審查]

- 第8条 1次審査は下記により行う。
 - ① ハーブインストラクター初級、中級、上級申請者については申請要件を満たしているかどうかのチェックを養成校で行い、資格認定委員会が合否を決定する。
 - ② JHS 初級ハーブインストラクター養成通信講座修了者については、通信講座で実施する試験ならびに資格認定委員会の書類審査により合否を決定する。
 - ③ ハーブスペシャリストについては、資格認定委員会の書類審査により合否を決定する。

[2 次審查]

- 第9条 2次審査は1次審査の合格者を対象に行うもので、下記の方法により審査する。
 - ① ハーブインストラクター初級

資格認定委員会で出題した問題について解答を提出し、資格認定委員会でこれを審査・合否判定をし、理事会で承認をする。

② ハーブインストラクター中級

資格認定委員会で出題した問題について解答を提出し、資格認定委員会でこれを審査・合否判定をし、理事会で承認をする。

③ハーブインストラクター上級

資格認定委員会で出題したテーマについて解答を提出し、JHS 上級 2 次審査委員会でプレゼンテーションを行い、理事会で合否を決定する。

④ ハーブスペシャリスト

資格認定委員会で出題したテーマについてレポートを提出し、JHS 上級 2 次審査委員会でプレゼンテーションを行い、資格認定委員会が合否を判定し、理事会で承認する。

[合否の通知など]

- 第10条 合否の通知は下記により行う。
 - ① 1次審査の合否の通知は、養成校宛、本人宛所定の期日までに郵送する。但し養成校が閉校の場合は本

人宛に郵送する。不合格の場合はその理由を明記する。

- ② ハーブインストラクター初級および中級 2 次審査の合否の通知は、解答締切り後 2 ヶ月以内(社会状況により日程変更になる場合がある)に、インストラクター養成校および申請者に郵送で行う。なお、不合格の場合はその理由を明記する。養成校が修了見込み者として申請した者が 2 次審査に合格した場合は仮合格とし、養成校からの修了届(JHS ホームページよりダウンロードできる)が資格認定委員会に提出された時点で正式合格とする。
- ③ ハーブインストラクター上級 の 2 次審査の合否は、理事会の判定後、インストラクター養成校および申請者に郵送で通知する。なお、不合格の場合はその理由を明記する。
- ④ 合格の通知を受けた者は、別紙 (P.3) に定める認定料を期日迄に納入すること。認定料の入金確認後、認定証を送付する。JHS 未入会者は、入会手続きで入会金と年会費の入金、さらに認定料の入金確認後、認定証を送付する。

「資格の表示】

- 第11条 名刺、印刷物などに資格を表示する場合は、下記のとおりとする。
 - ① NPO・JHS 認定 初級(中級、上級)ハーブインストラクター
 - ② NPO・JHS 認定〇〇アドバイザー
 - ③ NPO・JHS 認定 ハーブスペシャリスト (育苗および栽培部門)、(料理およびティー部門)、(クラフトおよび染色部門)
 - ④ NPO・JHS 認定ハーブマスター
 - (注1) NPO・JHS のかわりに 特定非営利活動法人ジャパンハーブソサエティーを使用しても良い。また 認定コース (初級、中級、上級の別) は必ず明記すること。
 - (注2) アドバイザーの名称の○○は認定証に記載の名称とする

「資格認定の期間」

第12条 各資格とも終身資格とする。ただし第14条の規定に抵触した場合には認定を取消すものとする。

「会員の責務]

第13条 会員は、JHS が開催するハーブセミナー・スクールガイダンス、ステップアップ講座、アドバイザー資格取得講座などに参加し、ハーブに関する情報を交換し、知識を高めて研鑽することがのぞましい。

[資格の失効と復活]

- 第14条 次の場合資格は失効する。
 - ① JHS を退会した場合、および JHS の年会費を納めず退会処理となった場合。
 - ② JHS の名誉を著しく失墜させるような行為、言動があった場合。
 - ③ 資格を利用し、他人に人的または経済的な被害を与えていると、JHS 理事会が判断し、それを正すよう文書を持って申し入れても、改めない場合。

資格の失効は JHS 理事会が決定し、資格認定委員会が通知する。

- (注) 資格が失効した場合は、すみやかに認定証を JHS 事務局に返却するものとする。
- 第 15 条 第 14 条の①の理由で、ハーブインストラクターまたはスペシャリストの資格を失った者が、資格失効時に 保有していた資格を再取得したいと考えた場合は、資格復活手数料として、当該資格認定料の 80%と入会 金を添えて復活申請することができる。
 - 資格認定委員会が審査し、理事会が承認することにより復活が決定する。

第3章 JHSインストラクター養成校

「インストラクター養成校の種類」

- 第16条 インストラクター養成校(スクール)は、規模、個人経営、法人経営の別、講座を運営するための設備、講師確保の状況およびレベルなどによって次の3種類に分けて認定する。
 - ① ハーブインストラクター初級養成校

JHS のカリキュラムに則った、ハーブインストラクター初級コースの授業により、JHS ハーブインストラクター初級受験資格者を養成することができる。

通算1年以上JHSの会員(個人または法人)が代表者で、初級コースの授業ができる設備を備えていること。

② ハーブインストラクター中級養成校

JHS のカリキュラムに則った、ハーブインストラクター初級コースおよび中級コースの授業により、JHS ハーブインストラクター初級、および中級受験資格者を養成することができる。通算 2 年以上 JHS の会

員(個人または法人)で、ハーブインストラクター初級養成校を1年以上開校しており初級コースおよび中級コースの授業ができる設備を備えていること。

③ ハーブインストラクター上級養成校

JHS のカリキュラムに則った、ハーブインストラクター初級、中級、上級コースの授業により、JHS ハーブインストラクター初級、中級、上級受験資格者を養成することができる。

通算3年以上JHSの会員(個人または法人)で、かつハーブインストラクター初級校を2年以上、中級養成校を1年以上開校しており、かつハーブ講座のすべて(栽培、食とハーブ、健康と美容、ハーブクラフト、歴史など)の授業ができる設備を有し、各分野における卓越した講師を2名以上確保していること。

なお、スクールの運営が個人によって行われる場合は、認定料は別紙 (P.4) の個人の項を、法人によって行われる場合は法人の項を適用する。

- (注1) 別紙 (P.4) の個人および法人は、教室の運営が個人によって行われるか、法人によって行われるかの区別を示すものであり、JHS の個人会員、法人会員の区分と一致するとは限らない。
- (注 2) 上級ハーブインストラクターの資格を有する者が、インストラクター中級養成校の開設を希望する場合であっても、初回の申請は初級インストラクター養成校について行うこと。中級校の申請は、初級コースの教室を1年以上開設した後に行うこと。以下上級校についても同様中級コースの開設後とする。
- (注3) インストラクター養成校の呼称については、教室やスクールなど、自由に選択できる。但し、ハーブ教室以外の教室と誤解されるような名称は使用出来ない。また単なるハーブ教室と言った名称は認めない。必ず養成校を特定できる名称を加えること。
- 第17条 インストラクター養成校の講師は以下のいずれかの項目をクリアしていなければならない。
 - ① ハーブインストラクター初級養成校の講師は、JHS ハーブインストラクター中級以上の資格を有すること。
 - ② ハーブインストラクター中級および上級養成校の講師は、JHS ハーブインストラクター上級の資格を有すること。
 - ③ ハーブスペシャリストおよびハーブマスターは、自己の専門分野について特別講師を務めることができる。
 - ④ 上記以外にも、専門分野について、知識、技術に優れた者を特別講師とすることができる。

「教室の定数〕

第 18 条 インストラクター養成校は、1 クラスの生徒の上限を 30 名とする。但し、実習講座で 15 名を越える場合は、1 名以上の助手を付けなければならない。

「インストラクター養成校の認定】

第19条 JHS インストラクター養成校の新設申請は、前期は1月15日までに、後期は6月15日までに別紙(書式 5,6,7,8と校則)の申請書類に申請手数料を添え、スクールサポート委員会に提出すること。前期は3月末日、後期は8月末日までに理事会で合否を決定し、認定料入金確認後、認定証を送付する。

「合否の通知」

第20条 養成校の合否の通知は郵送で行う。

[インストラクター養成校の認定期間と更新]

第21条 JHS インストラクター養成校の認定期間は変更のない限り継続する。

有効期間については、認定月にかかわらず、最初の3月31日までとする。

継続を希望する場合は、有効期間が終了する前に、更新料として毎年 6000 円口座より引き落としとする。 認定料および更新料は別紙 (P.4) に記載する。

[認定期間中に認定資格を変更する場合の扱い]

第22条 インストラクター養成校の認定期間中に、より上位の養成校への変更を希望する場合、申請受付は年2回とする。認定希望者は、前期は1月15日までに、後期は6月15日までに別紙(書式5,6,7,8,9)の申請書類に申請手数料を添え、スクールサポート委員会に提出すること。スクールサポート委員会の審査で合格と決定した場合、新認定の有効期間は認定月にかかわらず、最初の3月31日までとする。

「カルチャー教室の扱い]

第23条 多数の講座を運営している、カルチャーセンターや公民館など(以下カルチャー教室と称す)で、運営者の 依頼により講座を受持ち、その講座の実質的な責任者として、資格認定委員会が定めるカリキュラムに則り 授業を行っている場合は、下記のごとく扱うものとする。

- ① 会員が自己の運営する教室を別に持っている場合は、それを拠点校とし、カルチャー教室のみで講師活動を行っている場合は、カルチャー教室の1つを拠点校として、申請を行う。拠点校の申請手数料および認定料、更新料は正規の金額とする。なお、カルチャー教室については上級校の申請は認めないものとする。
- ② カルチャー教室で、拠点校以外の場合には、申請手数料および認定料、更新料は正規金額の5分の1とする。なお、拠点校以外の申請は拠点校よりも上位の養成校となることは出来ない。
- ③ カルチャー教室について申請を行った会員は、カルチャー教室の運営者に代って、JHS 資格認定制度規則に定める総ての責務を負うものとする。
 - (注1) カルチャーセンターや公民館などであっても、単に場所を借りるだけで、会員の責任において教室 を開設している場合にはカルチャー教室とは認めない。

第4章 カリキュラム

[カリキュラム]

第24条 JHS ハーブインストラクター初級、中級、上級養成校の必須カリキュラムは別紙(P.5~7)に記載する。

第5章 インストラクター養成校の権利と義務

「権利」

- 第25条 インストラクター養成校は下記の権利を有する。
 - ① JHS ハーブインストラクター養成校としての名称を使用できる。インストラクター養成校は、名刺、印刷物などに記載する場合は、NPO・JHS 認定 ハーブインストラクター初級(中級、上級)養成校とする。
 - (注) NPO・JHS のかわりに 特定非営利活動法人ジャパンハーブソサエティーを使用してもよい。 またインストラクター養成校の種類(初級、中級、上級の別) は明記すること。
 - ② インストラクター養成校は所定の単位を取得した生徒に対して、インストラクター養成校としての修了証を発行することができる。

「責任]

- 第26条 インストラクター養成校は下記の責任を負う。
 - ① ハーブの指導と普及を通じて社会に貢献し、自然と正しく共存できる生活を提唱すること。
 - ② JHS ハーブ指導者およびインストラクター養成校認定規則を遵守しなければならない。
 - ③ JHS 資格認定制度をよく理解し、制度の円滑な運営に協力しなければならない。
 - ④ 生徒の人格や尊厳を尊重し、社会的にも意義ある存在でなければならない。
 - ⑤ 更新申請を行う場合には、最新のカリキュラム(初級校は初級の、中級校は初級および中級の、上級校は初級、中級および上級の)をスクールサポート委員会に提出しなければならない。

第6章 インストラクター養成校の運営

「校則

- 第27条 インストラクター養成校は校則を定め、以下の事項を規定するものとする。
 - ① インストラクター養成校の名称。
 - ② 1 クラスの定員。
 - ③ 修業期間と単位。
 - ④ 入学時における資格、選考方法、入学手続き。
 - ⑤ 進級、転校、卒業、休学、退学、除籍などに関する基準。

[生徒管理]

- 第28条 生徒管理については下記の項目を実行すること。
 - ① 校則に定められた定員を守り、定員を超えた場合はクラスを増やすこと。
 - ② 受講時間が JHS の定める単位の 5 分の 4 に満たない場合は、生徒の進級または卒業を認めないこと。進級・卒業に際し不足する単位がある場合は、補講またはレポート提出で補完すること。
 - ③ 正当な理由がある転校生の修得単位の認定は、インストラクター養成校相互の履修証明書の確認により、円滑に行うこと。

[納入金についての規定]

- 第29条 入学金、授業料、教材費などに関する規定を適正かつ明確に定めること。
 - ① 生徒が納入すべき入学金、授業料、教材費などは適正な額であり、事前に決めた金額以上は、原則として 徴収しないこと。

- ② 転勤、校則違反などによる退学における納入金返却の有無について、入学時に明示しておくこと。「事務管理」
- 第30条 インストラクター養成校は次にあげる事務書類を常備し、生徒名簿および履修単位の記録は10年間、そのほかの書類は5年間保管すること。
 - ① 生徒名簿、履修単位の記録。
 - ② 校則、カリキュラム、授業記録、出席簿。
 - ③ 講師の名簿、履歴書、出勤簿。
 - ④ 資格認定に関する記録。

「認定の失効・中断と再開」

- 第31条 次の場合、認定は失効する。
 - ① 代表者の都合で、スクールの運営を中止する場合。
 - ② 更新申請を行わなかった場合。
 - ③ ハーブインストラクターの資格を持った代表者が、インストラクターの資格を失った場合。但し講座を担当するハーブインストラクター有資格者を別に確保した場合はこの限りではない。
 - ④ JHS の規則に違反、名誉を著しく損なった場合、JHS ハーブインストラクター養成校としてふさわしくないと、JHS 理事会が判断した場合。
 - ⑤ 代表者(個人および法人)が JHS を退会した場合。
 - (注) 認定を失効したインストラクター養成校を、同校の認定失効以前に修了している者は、特例として、 ハーブインストラクターの申請を個人で行うことができる。
- 第32条 やむを得ない事情により、代表者がインストラクター養成校を一時的に中断せざるを得ない場合、および中断していたインストラクター養成校を再開する場合は、代表者とJHS 理事会の協議により対処する。

第7章 付則

「付則」

- 第33条 ハーブ指導者およびインストラクター養成校が、何らかの理由により申請書記載事項に変更を生じた場合には、所定の届出用紙によりすみやかに資格認定委員会及びスクールサポート委員会に届けなければならない。
- 第34条 この規則に疑義あるときは、信義誠実の原則に則り JHS 理事会で判断する。

この規則は毎年一回、1月までに見直しを行うものとする。

以上

初 級

インストラクター資格認定 申請書

2024年度

※ 受験番号

A —

※受検番号はJHSで記入しますので記入しないでください

JHS会員·非会員	□ 会員(会員	 員番号No.)	□ 非会員
ふりがな					
氏 名					
修了					
養成校名					
ふりがな					
自 宅 住 所	〒 –				
自宅電話	() -	-		
F A X	() –	-		
携帯	_	_			
携帯-Mail					
PC-Mail					
生 年 月 日	年	月	日	女	男
職業					
関連分野の取得の					
資格					
会報誌およびホーム	ページの合格者名	簿に掲載を希望	されない方に	は、チェック	をお願いいたします
【会報	録誌】 □掲載不同	ग ।	ホームペー	-ジ】 口掲	載不可
<修了したインス	トラクター養成核	 校の代表者の証	 明>		
上記の者は申請書通	負りカリキュラムを修	了した(または修	了見込みであ	らる) 事を証明	します。
修了見込み者につい	ては、欠席が生じた:	場合は補講により	修了させる事	事を保証いたし	ます。
現在修得	単位数	単位			
年	月(修了	• 修了見込	み) ←ど	ちらかに○を記	记入
	養成校名				インストラクター養成校番号
	TEL () –		No).
	代表者氏名		印		

中 級

2024年度

インストラクター中級資格認定申請書

※受験番号

 $\mathsf{B} -$

※受検番号はJHSで記入しますので記入しないでください

		C 1/2 C V
JHS会員番号		日中連絡の可能 な電話番号
E-mail アドレス		
氏名の ローマ字表記		
フ リ ガ ナ		
氏 名		
修了	初級	
養成校名	中級	
関連分野の 既得資格		
<本年度 イン	ンストラクター養成校を申 ロ ある	請する予定> ロ ない
会報誌およびか		掲載を希望されない方は、チェックをお願いいたします 【ホームページ】 □掲載不可
※住所等の登録	事項に変更があった場合は、	必ずJHS事務局にお知らせ下さい。
上記の者は申請		(または修了見込みである)ことを証明します。
なお、修「見込 	ぬ者については、欠席が生じた	場合は補講により修了させることを保証いたします。
現在修	5得単位数	単位
	年 月(修了・	修了見込み)←どちらかに○を記入
	養成校名	
	養成校番号	
	代表者氏名	印

上 級

2024年度

インストラクター上級資格認定申請書

※受験番号

C-

と ※受検番号はJHSで記入しますので記入しないで ください

JHS会員番号			日中連絡の可能 な電話番号		
E-mail アドレス					
氏名の ローマ字表記					写真添付場所 (証明写真)
フ リ ガ ナ					<よこ3cm× <i>た</i> て4cm>
氏 名					
	初級				
修 了 養成校名	中級				
	上級				
講師歴の有無	□あ	り・口な	しあり	の場合:	年
養成校開設者は 養成校名					
<本年度インス					
会報註お上がた			初級校を申請予定		ごなし をお願いいたします
		7日11日17月1○18]掲載 不可		パージ】 口掲	
※住所等の登録	事項に変更がま	うった場合は、必	なずJHS事務局にお ⁹	印らせ下さい。	
<修了したイン	ノストラクタ-	-養成校の代表	者の証明>		
上記の者は申請:	書通りカリキュ	ラムを修了したこ	とを証明します。		
	修得単位数	単位			
	年	月 修得			
		73 1213			
	,	71 1910			
	·	養成校名			
	·				
	·				
		養成校名		护	
		養成校名 養成校番号		印	

日中連絡の可能

上 級

インストラクター認定審査資料

2024	年度
------	----

※受験番号

C-

※受検番号はJHSで記入しますので記 入しないでください

氏 名

(審査に必要な事項の記入がない場合は、返送して再記入をお願いする場合があります)

				限いりる場合かめり	
	こ記したインスト レ、留学、独学 <i>0</i>			-ブに関する通信教 してください。	対育、関連分野の
スクール名、講	座名	コース	学習期間	履修内容	₹•分野
 ハーブに関する講	新歴 該当す	<u> </u> るものすべてに(目の()をうめて ⁻	トさい。
					年間)
	・18年年/ を過じた !続講座で教えてし			 	—————————————————————————————————————
			\ Шă		
	ぎ教えている(いか			(年 回,	年間)
インターン歴(必須	須2回以上、上記 -	の講師活動を含 	む)講座内容	などを詳しくご記	入ください。
日付	教室名	コース		講座内容	
関連分野の既得資 関連分野の既得資	<u> </u>	<u>I</u>	l		

2024年度JHSインストラクター養成校 申請書 JHSインストラクター(初級 中級 上級)養成校 いずれかに〇印

申請料を添えて認定審査を申請いたします ※養成校番号:

	※JHSで記入しますので記入しないでください
ふりがな	
教 室 名 (1枡に1字ご記入下さ い。1字開ける場合は 空欄にして下さい。アル ファベットの場合も同 様)	
ふりがな 教 室 住 所	〒
教 室 電 話	
教 室 FAX	
Eメールアドレス	
ふりがな 代表者名	会員番号
ふりがな	
代表者住所	〒
日中連絡可能な 代表者電話	
代表者 FAX	
代表者Eメールアドレス	
	自営・・カルチャー教室 いずれかに〇印
教室の種類	カルチャー教室の場合は下記を明記してください
X = 4 E X	運営母体: 代表者名:
	この申請校を拠点校とする ・ この申請校以外を拠点校とする いずれかに〇印
	この申請校以外を拠点校とする場合
拠点校	拠点校名:
	(初級校 ・ 中級校 ・ 上級校) いずれかに○印

お守る	7 /
ション シャング シャング シャング シャング シャング マング マング マング マング マング マング マング マング マング マ	5 (

	教室代表者経歴書		写真添付
ふりがな			(証明写真)
氏 名			くよこ3cm×たて4cm>
生年月日	年 月 日	女・男	(0.000)
JHSインストラクター資格	初級・中級・上級・資	~	
教室の講師の兼任	講師をする ・ 講師をしな	:い (いずれかに○印)	
教室運営歴			
※JHSインストラクターの資	格がなくて特別講師をする場合は、ハーブは	ご関する学習歴、講師歴、著書・論文など を	を記入してください

講師経歴書(教室代表者を除く)								
ふりがな								写真添付 (証明写真)
氏 名								<よこ3cm×たて4cm>
生年月日		年	月	日		女・	男	totesen vie e remi
ふりがな								
自宅住所	ᆕ							
電話		_	_					
Eメールアド	レス							
JHSインスト	ラクター資格	初級 ・	中級	・ 上級		会員	員番号:	
※JHSインス	トラクター以外	の講師の方は、	ハーブに関する	5学習歴、講	師歴、著書	論文などを	を記入してくだ	ごさい

)

教室名(

	教室設備届
教 室 の 所有形態	自己の所有 ・ 自己の所有ではない(借用、カルチャー教室を含む)
教室の広さ	
机の数	個
椅 子 の 数	個
ホワイトボード	有り ・ 無し
お茶の飲める設備	有り・無し
料理のできる設備	有り・無し
染色のできる設備	有り ・ 無し
裁 培 ガーデン	有り・無し
	広さ
	所在地
映 像 機 器	テレビ(ビデオ) パソコン プロジェクター その他()
写真	

2024 年度 インストラクター (初級・中級・上級)養成校カリキュラム いずれかに○印をつけて下さい

初級・中級:18 単位以上(必須14 単位を含む)、 上級:15 単位以上(必須11 単位を含む)

0	月	プラス・中級:10 単位:	分類	ができる。 工献:13 単位以上(必然 内 容	実 習	単位数
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						

校則

第1条(名称)

本校の名称は、NPO 法人 JHS 認定 \bigcirc \bigcirc 級ハーブインストラクター養成校 \bigcirc とする。 第2条 (入学)

- (1) 所定の入学申請書を提出した者につき書類審査又は面接を実施する。
- (2) 所定の入学金及び受講料を納入期限までに納入すること。
- (3) 上記(1)、(2)の条件を満たした場合は入学を許可する。

第3条 (カリキュラム)

JHSのカリキュラムに則った、本校○○級コースのカリキュラムは、別紙の通りである。

第4条(修業期間、履修時間及び修了証)

- (1) 修業期間は1年とする。
- (2) 履修時間については、○○級コースを修了するためには所定カリキュラム内の 5 分の 4 以上の出席が必要である。受講漏れの科目については補講またはレポートを提出すること。
- (3) 上記(1)、(2)の条件を満たした場合は当該校発行の修了証を授与する。

第5条(運営規定)

(1) 定員

1クラス30名を上限とする。

(2) 進級及び卒業

受講時間が単位の5分の4に満たない場合は進級または卒業を認めないこと。 正当な理由がある場合には認めるが休学届を提出すること。

(3) 転校

正当な理由がある転校生はJHSの認定校に限り、紹介をすることができる。 また、他校からの転校の時は、修得した単位を考慮し受講することができる。

(4) 住所変更等の届出

登録された住所等に変更が生じた場合はすみやかに当該校に届けること。

- (5) 退学、除籍その他
 - ① 正当な理由なく遅刻、早退、欠席を繰り返した場合は退学とする。
 - ② 30 分以上の遅刻、早退は出席と認めない。
 - ③ 受講中の個人による事故は自己責任とする。
 - ④ 当該スクールで使用した資料、教材等を許可なく自己の学習以外の目的で使用することを禁止する。
 - ⑤ 当該スクールの品位を著しく貶める言動や秩序を乱すような行為をした場合は退学とする。

(6) 受講料の返却

転校、退学などにおける受講料返却の扱いは、入学時に別途文書で明示する。

インストラクター養成校 登録内容変更届

	養成校名					
養成校番号		代表者会員番号				
変更	変更箇所のみチェックして記入して下さい。					
チェック	変更箇所	変 更 後				
	クラス	初級 中級 上級 (Oをつけて下さい)				
	ふりがな					
	代表者名・法 人名および代 表者の資格	(Oをつけて下さい) インストラクター 初級 中級 上級 なし スペ [°] シャリスト 料理 栽培 アート				
	ふりがな 代表者住所	(〒)				
	ふりがな					
	教室名					
	教室住所	(〒)				
	TEL/FAX/携帯					
	メールアドレス					
	講師名	退任・新任 インストラクター 中級 上級				
	講師名	退任・新任 インストラクター 中級 上級				
	その他					
講師が	新任の場合、講	師経歴書(書式6)を提出してください。				
ホーム	ページ・会報誌	掲載内容変更の場合は下記にもご記入ください。				
	代表者名· 法人名					
	住 所					
	TEL/FAX					
	スクール名					
	メールアドレス					
	URL					

【お問い合わせ・お申し込み】

特定非営利活動法人 ジャパン ハーブ ソサエティー (JHS)

事務局: 〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-3-13 横山ビル 2F

Phone: 03-5212-4300

Facsimile: 03-5212-4301

e-mail: info@npo-jhs.jp

URL: http://www.npo-jhs.jp